

令和7年度岡山県クリーニング師学科試験問題

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
○ 衛生法規に関する知識 ○ 公衆衛生に関する知識 ○ 洗濯物の処理に関する知識	10 : 30 ~ 12 : 10 (100分)

2 注意事項

- 1 受験票と筆記用具は各自、机の上に置いてください。
受験票と筆記用具以外の荷物は、椅子の下に置いてください。
携帯電話等を持参している人は、電源を切って鞆の中に入れてください。
- 2 問題用紙と解答用紙は別々です。
- 3 解答用紙に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
- 4 解答は、解答用紙に記入しないと無効となります。
- 5 解答は、解答欄に1つだけ記入してください。(2つ以上記入した場合は無効となります。)
- 6 試験開始後、**50分経過**したら退場することができます。
- 7 退室するときは、係員の指示に従い静かに退室してください。
- 8 受験票と問題用紙は、各自で持ち帰ってください。
- 9 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。

指示があるまで、開いてはいけません。

I 衛生法規に関する知識

問1 次の(1)～(5)の各文は、「クリーニング業法」に関する記述である。次の(ア)～(コ)にあてはまる語句を、下の【語群】から1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と(ア)しておき、これを洗濯するときは、その前に(イ)すること。
- (2) クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び(ウ)並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ(エ)に届け出なければならない。
- (3) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の(オ)の向上を図るための(カ)を受けなければならない。
- (4) 都道府県知事は、営業者がクリーニング業法第10条の2の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業の(キ)又はクリーニング所の(ク)若しくは業務用の車両のその営業のための使用の(キ)を命ずることができる。
- (5) クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の(ケ)並びに(コ)を記載した書面を配布する。

【語 群】

- | | | | |
|--------|----------|-----------|--------|
| ① 従事者数 | ② 染み抜き | ③ 自動車登録番号 | ④ 試験 |
| ⑤ 取り消し | ⑥ 都道府県知事 | ⑦ 保管場所 | ⑧ 漂白 |
| ⑨ 研修 | ⑩ 資質 | ⑪ 区分 | ⑫ 電話番号 |
| ⑬ 消毒 | ⑭ 閉鎖 | ⑮ 厚生労働大臣 | ⑯ 禁止 |
| ⑰ 営業区域 | ⑱ 混合 | ⑲ 停止 | ⑳ 見識 |

問2 次の(1)～(10)の各文は、「クリーニング業法」に関する記述である。正しい記述であれば○を、誤っている記述であれば×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 洗濯物の洗濯をするクリーニング所には、業務用の機械として、洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならないが、脱水機の効用も有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- (2) 営業者は、クリーニング所以外において営業として洗濯物の処理を行ってはならず、仕上げのみの作業でも、クリーニング所で行わなければならない。
- (3) 営業者がクリーニング所を使用するためには、営業の届出が必要であるが、構造設備について開設時に都道府県知事の検査を受ける必要はない。
- (4) 同一のクリーニング所で作業部門が複数ある場合は、部門ごとにクリーニング師を1人ずつ配置しなければならない。
- (5) 都道府県知事は、クリーニング師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその免許の効力を停止することができる。
- (6) クリーニング業法第10条に規定する立入検査の対象は、クリーニング所であり、営業者が業務のために使用する車両(軽車両を除く。)は含まない。
- (7) 営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者数に5分の1を乗じて得た数の者を選び、その者に対してクリーニング業法の規定による講習を受けさせなければならない。
- (8) 営業の譲渡により営業者の地位を承継する営業者は、あらかじめ都道府県知事の承認を得なければならない。
- (9) クリーニング業法第12条の規定により免許の取消処分を受けたクリーニング師は、5日以内に免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。
- (10) クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失ったときはその旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、1ヶ月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。

Ⅱ 公衆衛生に関する知識

問1 次の(1)～(7)の各文について、正しい記述であれば○を、誤っている記述であれば×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 2020年4月1日から、前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。以下同じ。）の発生量が50トン以上の事業場から特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が推奨されている。
- (2) 労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的として定められている。
- (3) 経口・接触感染である感染症には、「手洗い」や「手指消毒」が予防策として効果があるため、従事者の「手洗い」や「手指消毒」の徹底を図ることが重要である。
- (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令に定める特定プラスチック使用製品には、クリーニング業で使用する製品は含まれない。
- (5) クリーニング業の施設に関わる感染症として、病院リネンを介したセレウス菌による集団感染事例があり、セレウス菌が形成する芽胞を完全に不活化させるには、消毒用アルコールが最も有効である。
- (6) 水質汚濁防止法では、洗濯を行うクリーニング所に備える洗濯機は、洗濯業の用に供する洗浄施設として特定施設となるため、施設を設置する場合は自治体へ許可申請する必要がある。
- (7) 環境基本法は、環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めるものである。

問2 次の文章は、厚生労働省が定める「クリーニング所における衛生管理要領」に示される「指定洗濯物の塩素剤による消毒方法」に関する記述である。次の①～④のうち、（ ）にあてはまる語句の組合せとして、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が（ア）ppm 以上の水溶液中に（イ）℃以上で（ウ）分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）。

- | | (ア) | | (イ) | | (ウ) |
|---|-----|---|-----|---|-----|
| ① | 150 | — | 20 | — | 5 |
| ② | 250 | — | 30 | — | 5 |
| ③ | 150 | — | 50 | — | 10 |
| ④ | 250 | — | 60 | — | 10 |

問3 次の①～④の各文は、厚生労働省が定める「クリーニング所における衛生管理要領」に関する記述である。誤っているものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- ① クリーニング所は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。
- ② クリーニング所の周囲は、排水が良く、清掃しやすい構造であること。
- ③ 施設内は、採光・照明を十分にすること。特に、受渡し場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、200ルクス以上であることが望ましい。
- ④ クリーニング師は、衛生法規、公衆衛生に関する知識並びに洗濯物の処理に関する専門知識及び技能等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものである。

問4 次の①～④の各文は、「ドライクリーニングの溶剤」に関する記述である。正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- ① テトラクロロエチレンは、油脂溶解力が大きく、揮発しやすいので、短時間で洗浄、乾燥ができ、生産性が高い。
- ② 石油系溶剤及びテトラクロロエチレンは、どちらも引火性で、消防法や建築基準法の規制を受ける。
- ③ 第1種有機溶剤等に該当する石油系溶剤を使用したドライクリーニング業務を行う場合、健康増進法の規定により、営業者は、特殊健康診断を実施しなければならない。
- ④ 大気汚染防止法では、テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機（密閉式のものを除く。）の1回あたりの処理能力が10kg以上の施設に指定物質抑制基準が設定されている。

Ⅲ 洗濯物の処理に関する知識

問1 次の(1)～(5)の各文は、「繊維」に関する記述である。各文にあてはまる最も適切な繊維名を、下の【語群】から1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1) セルロースに酢酸を結合した半合成繊維であり、絹に似た光沢と深みのある鮮明な発色を特徴とする。
- (2) アクリルニトリルの質量割合が35%以上、85%未満のポリアクリルニトリル系合成繊維であり、アセトンやジメチルホルムアミド等のシミ抜き溶剤に溶けやすいので、取扱いに注意が必要である。
- (3) コットンリンター（綿花をとった後に残る短繊維）を銅アンモニア溶液で溶かしてから紡糸して作られた再生繊維である。
- (4) 吸湿・吸水性、保温性、耐熱性、耐洗濯性がよく、形状は細く扁平なりボン状で、自然のよじれがあり、繊維断面は中空である。
- (5) ウシ科の動物の毛で、原産地のトルコその他、北米の西部、南アフリカが産地であり、繊維は太く、長く、白色で光沢と弾力がある。

【語 群】

- | | | | |
|---------|---------|-----------|--------|
| ① キュプラ | ② モダクリル | ③ ポリプロピレン | ④ 綿 |
| ⑤ モヘヤ | ⑥ 麻 | ⑦ アクリル | ⑧ レーヨン |
| ⑨ アセテート | ⑩ アンゴラ | | |

問2 次の(1)～(5)の各文について、正しい記述であれば○を、誤っている記述であれば×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 不溶性のシミに使用するシミ抜き剤は、潤滑作用のある固形石けん、グリセリン等がある。
- (2) オパール加工とは、ポリエステル製の細かいマイクロファイバー等合成繊維を用いた織編物の表面を軽く起毛し、ソフトでサラッとした感触とする加工である。
- (3) 染色堅ろう度試験の成績は、判定された等級の数値が小さいほど堅ろう度が優れている。
- (4) 皮革製品のクリーニングは、石油系溶剤又はテトラクロロエチレンを使用し、皮革用の特殊な洗剤や加脂剤を添加して行う。
- (5) CMC (カルボキシメチルセルロース) は、パルプを原料として作られた粉末状の水溶性高分子物質で、再汚染防止効果が優れ、糊料としても用いられるランドリー用助剤である。

問3 次の(1)～(5)の各文は、「ウエットクリーニング」と「ドライクリーニング」に関する記述である。それぞれ主としてどちらの洗濯方式に関して述べているかを判断し、ウエットクリーニングであれば「W」を、ドライクリーニングであれば「D」を解答欄に記入しなさい。

- (1) 酸化等により除去しにくくなった汚れは、どちらかというところと不得意(除去しにくい)である。
- (2) 対象品として、ススやホコリが付着した外衣が適している。
- (3) 水溶性汚れの除去は、どちらかというところと不得意(除去しにくい)である。
- (4) 対象品として、壊れやすい装飾品等が付属している製品が適している。
- (5) 乾燥が早く、仕上げが比較的容易であり、絹や毛の天然繊維等の型くずれを防止する。

問4 次の(1)～(5)の各文は、「アイロンがけ」に関する記述である。

(1)～(2)については、正しい記述となる組合せを①～③から1つ選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(3)～(5)については、正しい記述であれば○を、誤っている記述であれば×を解答欄に記入しなさい。

(1) ワイシャツの襟は生地が(ア)になっているので、シワが生じないように、襟の(イ)から(ウ)に向かってアイロンをかける。

- | | (ア) | | (イ) | | (ウ) |
|---|-----|---|-----|---|-----|
| ① | 一重 | — | 真ん中 | — | 両端 |
| ② | 二重 | — | 両端 | — | 真ん中 |
| ③ | 二重 | — | 真ん中 | — | 両端 |

(2) 強撚糸織物は、水や蒸気に(ア)ため、仕上げ時は、(イ)、アタリが出ないように、あて布を使用するとよい。

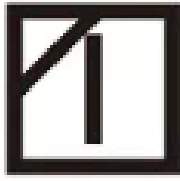
- | | (ア) | | (イ) |
|---|-------------|---|---------------|
| ① | 影響を受け収縮しやすい | — | アイロンの蒸気を控えめにし |
| ② | 強く、型崩れしにくい | — | 生地を霧吹きで十分に湿らし |
| ③ | 影響を受け収縮しやすい | — | 生地を霧吹きで十分に湿らし |

(3) 毛皮は熱に弱いので、仕上げは裏地にのみアイロンをかけ、表はブラッシングあるいはグレイジングマシンで毛並みを整える。

(4) ドライ仕上げの蒸気圧が低いと素材の収縮の原因になり、高いと生地にハリが出ない。

(5) アクリルボタンは、熱に強いので、直接アイロンを当ててもよい。

問5 次の(1)～(5)は、J I S L 0 0 0 1で規定された繊維製品の取扱いに関する「表示記号とその意味」の組合せである。正しいものであれば○を、誤っているものであれば×を解答欄に記入しなさい。

(1)		液温は、3 0℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
(2)		洗濯処理後のタンブル乾燥処理ができる。 高温乾燥：排気温度の上限は最高8 0℃
(3)		日陰でのぬれつり干し乾燥がよい。
(4)		塩素系及び酵素系漂白剤による漂白処理ができる。
(5)		ウェットクリーニング処理はできない。